

## 板橋区幼稚園等における施設等利用費交付要綱

(令和2年1月15日区長決定)

### (目的)

第1条 この要綱は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第30条の11の規定に基づく施設等利用費の支給について、子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号。以下「令」という。)子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号。以下「府令」という。)及び特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準(平成26年内閣府令第39号。以下「基準」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定め、もって保護者の負担を軽減し児童の健全な育成に資することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において「幼稚園等」とは、法第30条の11の規定により区長が確認した法第7条第10項第1号に規定する認定こども園、同項第2号に規定する幼稚園、同項第3号に規定する特別支援学校及び法第27条に定める施設のうち国及び地方公共団体以外の者が設置する施設をいう。

2 前項に規定するもののほか、この要綱において使用する用語の意義は、法、令、府令及び基準で使用する用語の例による。

### (施設等利用費の支給)

第3条 区長は、法第30条の11第1項の規定により、板橋区に住所を有する施設等利用給付認定子どもが、幼稚園等から特定子ども・子育て支援を受けたときは、当該施設等利用給付認定子どもに係る施設等利用給付認定保護者に対し、当該特定子ども・子育て支援に要した費用(食事の提供に要する費用その他の日常生活に要する費用のうち府令第28条の16各号に掲げる費用を除く。)について、施設等利用費を支給する。

2 前項の施設等利用費の額は、令第15条の6の規定による額とする。

3 区長は、当該施設等利用給付認定子どもが幼稚園等から特定子ども・子育て支援を受けたときは、当該施設等利用給付認定子どもに係る施設等利用給付認定保護者が幼稚園等の設置者又は事業を行う者に支払うべき当該特定子ども・子育て支援に要した費用について、施設等利用費として当該施設等利用給付認定保護者に支給すべき額の限度において、当該施設等利用給付認定保護者に代わり、幼稚園等の設置者又は事業を行う者に支払うことができる。

4 前項の規定による支払があったときは、施設等利用給付認定保護者に対し施設等利用費の支給があったものとみなす。

(施設等利用費の請求及び支払)

第4条 前条第1項に規定する施設等利用費の支給を受けようとする施設等利用給付認定保護者は、施設等利用費請求書(別記第1号様式又は別記第2号様式)に必要書類を添付して区長に請求するものとする。

ただし、施設等利用給付認定保護者が施設等利用費の請求及び受領に関する事務を当該施設等利用給付認定保護者に係る施設等利用給付認定子どもの属する施設の設置者又は園長に委任している場合は、施設等利用費請求書(別記第3号様式)に必要書類を添付して区長へ請求するものとする。

2 前条第3項に規定する施設等利用費の支給を受けようとする幼稚園等の設置者又は園長は、毎月5日(5日が土日祝日にあたる場合は翌営業日)までに、請求書(別記第4号様式又は別記第5号様式)に必要書類を添付して区長へ請求するものとする。

3 区長は、前2項の規定による請求があったときは、提出された書類を審査した上で、速やかに施設等利用費を支払うものとする。

(委任)

第5条 この要綱の実施に関し必要な事項は、教育委員会事務局次長が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、決定の日から施行し、令和元年10月1日から適用する。
- 2 板橋区私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱(昭和60年6月21日区長決定)及び板橋区私立幼稚園就園奨励費補助金事務処理要領(昭和60年6月21日区長決定)における補助対象期間は令和元年9月30日までとし、同要綱及び要領は令和2年3月31日付けで廃止するものとする。

付 則

この一部改正は、令和2年4月1日から施行する。

付 則

この一部改正は、令和3年4月1日から施行する。

(宛先)板橋区長

**施設等利用費請求書(償還払い用)**

私立幼稚園(新制度移行園除く)、国立大学附属幼稚園、特別支援学校幼稚部の施設等利用費

【 年 月 ~ 年 月分請求用】

私は、子ども・子育て支援法第30条の11第1項の規定に基づき、施設等利用費の給付について、下記の通り請求しますので、指定する償還払いの振込先口座に振り込んで下さい。  
 なお、施設等利用費の審査にあたり、次の事項に同意します。

1. 申請者と認定子どもが、板橋区内に居住していることを板橋区が住民基本台帳で確認すること。
2. 実際に利用していることを板橋区が対象施設に確認すること。
3. 利用料の支払い状況を板橋区が対象施設に確認すること。
4. 課税状況を板橋区が確認すること。

1. 施設等利用給付認定保護者(請求者)

フリガナ		認定 子ども との 続柄	生年月日	年	月	日
氏名	償還払いの場合の振込先は申請者名義の口座です		現住所	電話:		

2. 認定子ども(認定子どもごとに申請して下さい)

認定種別(法第30条の4)	第1号	第2号	第3号	認定番号	
生年月日	年	月	日	フリガナ	
年月日~年月日の間の住所	氏名				
現住所のとおり	転入した	転出した			
上記で転入または転出に該当した場合は転入・転出日を記入				年	月 日

3. 在籍する幼稚園等について記入

フリガナ		所在地	〒		
幼稚園等名		(市外の場合のみ記入)	電話:		
契約している利用料(何れかにしを記入し金額を記入) 1	月額	円	日額	円	時間 円
年月日~年月日の間の在籍状況	期間中在籍	途中入園した	途中退園した		
上記で、途中入園または途中退園に該当した場合はその年月日を記入				年	月 日

1 利用料の設定が月単位を超える(四半期、前期・後期等)場合は、当該利用料を当該期間の月数で除して、当該利用料の月額相当分を算定し、月額欄の にしを記入し、算定した月額相当分を記入して下さい。

4. 償還払いの振込先を記入して下さい(※2)

金融機関名	預金種目	普通	当座
銀行・信用金庫	支店	口座番号	
農協・信用組合	出張所	口座名義(カタカナ)	

2 申請者と口座名義が異なる振込先を指定する場合は、本区指定の委任状を提出して下さい。

<裏面も記入して下さい>

5. 施設等利用費の償還払い請求の内訳を記入

今年度分の入園料を支払った場合に記入(a) 3		入園年月日( 年 月 日)		入園料( 円)	
利用年月日	今年度分の支払った入園料の月額換算額 ( $b=a/12$ ) 3 4	支払った月額利用料(保育料) (c) 3 5	支払額合計 ( $d=b+c$ )	月額上限額 (e) 6	請求額 ( $d$ と $e$ を比較して小さい方)
年 月	円	円	円	円	円
年 月	円	円	円	円	円
年 月	円	円	円	円	円
年 月	円	円	円	円	円
年 月	円	円	円	円	円
年 月	円	円	円	円	円

3 上記で記入した入園料や保育料について支払いを証明する領収証(口座振替の場合は通帳コピー等の確認ができる書類等)と特定子ども・子育て支援提供証明書を添付して下さい。

4 途中入退園の場合は、12ではなく当該年度の在籍月数で除して下さい(10円未満の端数切り捨て)。

5 利用料の設定が月単位を超える(四半期、前期・後期など)場合は、当該保育料を当該期間の月数で除して、保育料の月額相当分を算定して下さい。(10円未満の端数がある場合は切り捨て)

6 月の途中で利用終了する場合は、月額上限額×退所日までの平日開所日数÷その月の平日開所日数、途中で利用開始する場合は、月額上限額×入所日以降の平日開所日数÷その月の平日開所日数として下さい。  
(月額上限額：25,700円、国立大学附属幼稚園は8,700円、国立大学附属特別支援学校は400円)

(宛先)板橋区長

**施設等利用費請求書(償還払い用)**

幼稚園・認定こども園・特別支援学校幼稚部の預かり保育事業の施設等利用費

【 年 月 ~ 年 月分請求用】

私は、子ども・子育て支援法第30条の11第1項の規定に基づき、施設等利用費の給付について、下記の通り請求しますので、指定する償還払いの振込先口座に振り込んで下さい。

なお、施設等利用費の審査にあたり、次の事項に同意します。

1. 申請者と認定子どもが、板橋区内に居住していることを板橋区が住民基本台帳で確認すること。
2. 実際に利用していることを板橋区が対象施設に確認すること。
3. 利用料の支払い状況を板橋区が対象施設に確認すること。
4. 課税状況を板橋区が確認すること。

1. 施設等利用給付認定保護者(請求者)

フリガナ		認定 子ども との 続柄	生年月日	年 月 日
氏 名	償還払いの場合の振込先は申請者名義の口座です		現住所	電話:

2. 認定子ども(認定子どもごとに申請して下さい)

法第30条の4の認定種別	第2号 第3号	認定番号	
生年月日	年 月 日	フリガナ	
年 月 日 ~ 年 月 日の間の住所	現住所のとおり 転入した 転出した	氏 名	
上記で転入または転出に該当した場合は転入・転出日を記入			年 月 日

3. 在籍する幼稚園・認定こども園・特別支援学校について記入

フリガナ		所在地	〒
施設名称		(市外の場合のみ記入)	電話:
年 月 日 ~ 年 月 日の間の在籍状況	期間中在籍	途中入園した	途中退園した
上記で、途中入園または途中退園に該当した場合はその年月日を記入			年 月 日

4. 償還払いの振込先を記入して下さい(※1)

金融機関名	預金種目	普通	当座
銀行・信用金庫	支店	口座番号	
農協・信用組合	出張所	口座名義(カタカナ)	

1 申請者と口座名義が異なる振込先を指定する場合は、本区指定の委任状を提出してください。

<裏面も記入して下さい>

5. 在籍園の預かり保育事業以外に認可外保育施設等の利用費の償還払いを受けることができる場合は記入(※2 ※①～⑥)に書き切れない数の施設・事業を利用した場合は、余白等に記載して下さい。

フリガナ		所在地	〒
施設・事業名			電話:
フリガナ		所在地	〒
施設・事業名			電話:
フリガナ		所在地	〒
施設・事業名			電話:
フリガナ		所在地	〒
施設・事業名			電話:
フリガナ		所在地	〒
施設・事業名			電話:

- 2 「在籍園の預かり保育事業以外に認可外保育施設等の利用費の償還払いを受けることができる場合」とは、在籍園の預かり保育事業について、教育時間を含む平日の預かり保育の提供時間数が8時間未満又は年間(平日・長期休業中・休日の合計)開所日数200日未満の場合のみです。

6. 在籍園の預かり保育事業と、認可外保育施設等の利用(※3参照)における施設等利用費の償還払い請求の内訳を記入

利用年月	在籍園の預かり保育事業				認可外保育施設等に支払った金額(d) 3 4	請求額 5 (「c+d」)か月額上限額の低い方を記入)
	施設に支払った金額(a) 4	利用日数	対象額(b) (450×利用日数)	aとbの金額の低い方を記入(c)		
年 月	円	日	円	円	円	円
年 月	円	日	円	円	円	円
年 月	円	日	円	円	円	円
年 月	円	月	円	円	円	円
年 月	円	月	円	円	円	円
年 月	円	月	円	円	円	円

- 3 「認可外保育施設等に支払った金額」は、預かり保育事業について、教育時間を含む平日の預かり保育事業の提供時間数が8時間未満又は年間(平日・長期休業中・休日の合計)開所日数200日未満の場合のみ記

- 4 上記で記入した「施設に支払った金額」及び「認可外保育施設等に支払った金額」を証明する領収証(口座振替の場合は通帳コピー等の確認ができる書類等)と特定子ども・子育て支援提供証明書を添付して下さい

- 5 月額上限額は、法第30条の4の認定種別が第2号の場合は11,300円、第3号の場合は16,300円がとなります。「c+d」がこれを超える場合は、それぞれの月額上限額を記入して下さい。

## 施設等利用費請求書

年 月 日

(宛先)板橋区長

所在地  
名称  
施設名  
代表者職氏名

金 円

板橋区幼稚園等における施設等利用費交付要綱第4条に基づき、年 月～年 月分の施設等利用費として、施設等利用給付認定保護者からの委任により、上記の金額を請求します。

なお、施設等利用費の審査及び支払いにあたり、次の事項に同意します。

1. 施設の利用状況について、板橋区が施設等利用給付認定保護者に確認すること。
2. 利用料の請求・支払い状況について、板橋区が施設等利用給付認定保護者に確認すること。
3. 板橋区の要請・質問等に対応すること。

# 請求書

年 月 日

(宛先)板橋区長

所在地 \_\_\_\_\_  
名称 \_\_\_\_\_  
施設名 \_\_\_\_\_  
代表者職氏名 \_\_\_\_\_

板橋区幼稚園等における施設等利用費交付要綱第4条第2項に基づき、板橋区に居住している施設等利用給付認定保護者に代わり、施設等利用給付について下記のとおり請求します。

なお、施設等利用費の審査及び支払いにあたり、次の事項に同意します。

1. 施設の利用状況について、板橋区が施設等利用給付認定保護者に確認すること。
2. 利用料の請求・支払い状況について、板橋区が施設等利用給付認定保護者に確認すること。
3. 板橋区の要請・質問等に対応すること。

金額	千万	百万	十万	万	千	百	十	一	円

\_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月分として

毎月1日現在の園児数

クラス年齢	(1)板橋区在住園児数(人)	(2)園児1人当たりの月額保育料(円)	(3)施設等利用費	(4)小計(円) ((1)×(2)と(3)を比較して低い金額)
満3歳児				
3歳児				
4歳児				
5歳児				
合計				



# 請 求 書

年 月 日

(宛先)板橋区長

所在地 \_\_\_\_\_  
名称 \_\_\_\_\_  
施設名 \_\_\_\_\_  
代表者職氏名 \_\_\_\_\_

板橋区幼稚園等における施設等利用費交付要綱第4条第2項及び板橋区私立幼稚園等園児保護者補助金交付要綱第7条第4項に基づき、板橋区に居住している施設等利用給付認定保護者に代わり、施設等利用給付及び保護者負担軽減補助金(基本分)について下記のとおり請求します。

なお、施設等利用費及び保護者負担軽減補助金(基本分)の審査及び支払いにあたり、次の事項に同意します。

1. 施設の利用状況について、板橋区が施設等利用給付認定保護者に確認すること。
2. 利用料等の請求・支払い状況について、板橋区が施設等利用給付認定保護者に確認すること。
3. 板橋区の要請・質問等に対応すること。
4. 補助金の交付決定が取り消された場合には、補助金を板橋区に返還すること。

金 額	千万	百万	十万	万	千	百	十	一	円

年 月分として

毎月1日現在の園児数

クラス年齢	(1)板橋区在住園児数(人)	(2)園児1人当たりの月額保育料(円)	(3)施設等利用費(円)	(4)小計(円) ((1)×(2)と(3)を比較して低い金額)	(5)保護者負担軽減補助金(基本分)(円)	(6)小計(円) (1)×(5)
満3歳児						
3歳児						
4歳児						
5歳児						
合 計						